

太田市告示第 18 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、
令和 7 年 3 月 26 日から次の市道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から 1 月間太田市役所都市政策部
道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 26 日

太田市長 清 水 聖 義